

# 横川流域水害対策協議会の規約について

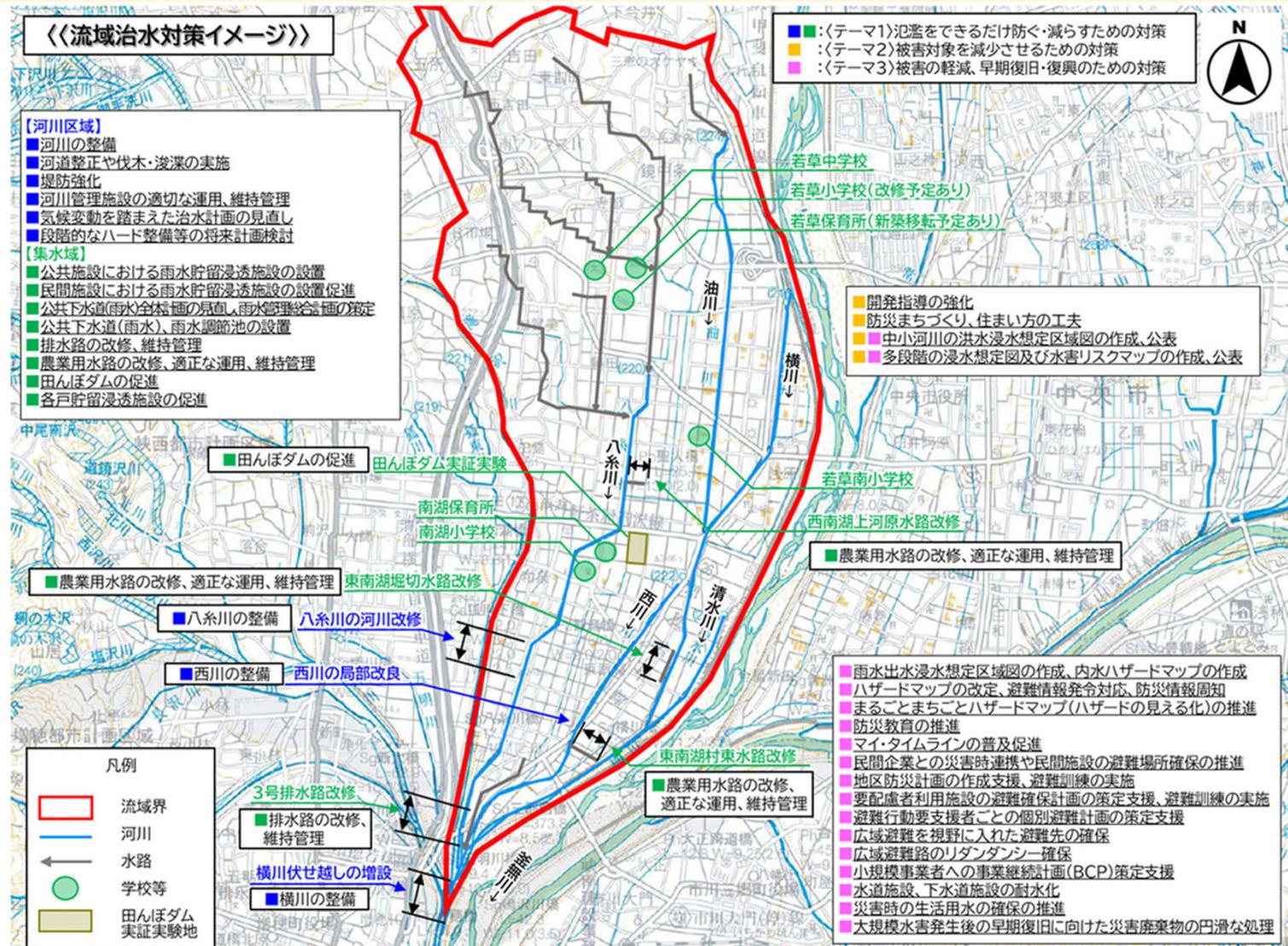
---

令和7年11月27日  
横川流域水害対策協議会

# 横川流域におけるこれまでの流域治水の取組

- 「流域治水」の取組の一環として、横川流域における**流域治水対策を推進するための具体的な施策や手段をとりまとめた「流域治水対策アクションプラン(R4.12)」**を策定。
- 「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」という3つの対策テーマに基づき、考え得る**ハード・ソフトの対策について、実施区域や具体的な対策メニュー、実施主体、実施期間等を明示。**

テーマ	主な内容
<b>テーマ1</b> 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	<b>河川区域</b> 堤防・護岸整備 河道掘削 等  <b>集水域</b> 雨水貯留浸透施設 田んぼダム 等
<b>テーマ2</b> 被害対象を減少させるための対策	<b>氾濫域</b> 防災まちづくり 住まい方の工夫 等
<b>テーマ3</b> 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	<b>氾濫域</b> リスク情報の充実 避難体制の強化 等



(出典)横川流域治水検討会:「流域治水対策アクションプラン【横川流域】」

- 横川他4河川を、令和7年9月1日に特定都市河川及び特定都市河川流域に指定。

流域治水

## 「流域治水」のスピードアップで水災害に強いまちづくりを!!

「流域治水」とは、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行うこと。

企業

県

住民

河川管理者

国

市町村

「流域治水」の実効性を高めるために

### 横川他4河川を

(横川・八条川・西川・清水川・油川)

山梨県初 **特定都市河川及び特定都市河川流域へ**

### 令和7年9月1日に指定

気候変動の影響により、毎年全国各地で水災害が発生しています。「横川流域(南アルプス市・中央市)」は、釜無川と滝沢川に挟まれた低い土地で、下流では多くの川が交差しているため、水が溜まりやすい地形です。過去には、昭和57年8月の洪水で大規模な浸水被害が発生しました。激甚化・頻発化する水災害に備えるため、「横川流域」ではあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」に取り組んでいます。「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定し、取り組みの実効性をより高め、流域が一体となった浸水被害対策を推進します。

## 特定都市河川流域に指定することで

- 開発などによる流出量の増加を抑制し、浸水リスクを増やさない対策を求め、流域一体となった浸水被害対策を更に推進します。
- 特定都市河川流域の住民や事業者の皆さんは、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努める義務があります。
- 宅地等以外の土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透を阻害する行為は、市長の許可が必要です。
- 許可に当たっては、雨水貯留浸透施設の設置など対策工事が義務付けられます。

### 例 許可を必要とする雨水浸透阻害行為とは?

「宅地等」※1にするために行う土地の形質の変更

耕地 → 宅地

土地の舗装

耕地 → 駐車場

排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置

林 → 運動場

ローラー等により土地を締め固める行為

原野 → 資材置場

雨水が地面に浸透できなくなり、一気に河川へ流れ込むと、流域で浸水被害が発生する原因となります。

※注1 「宅地等」に含まれる土地: 宅地、油溜、水路、ため池、溜池、道路、鉄道、飛行場  
「宅地等」以外の土地: 山地、林地、耕地、原野  
(国土交通省ホームページより引用)

### 例 許可に当たっては、技術基準に従った「雨水貯留浸透施設」の設置が必要です。

雨水タンク

透水性舗装

他に、調整池などの雨水貯留浸透施設整備もあります。

浸透ます

許可に伴い設置された「雨水貯留浸透施設」の機能を阻害する恐れのある行為も、許可が必要です。

違反した場合には

### 罰則(拘禁刑または罰金)があります。

許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合等には、罰則(拘禁刑または罰金)が適用されます。

河川の整備等と併せて、このような対策を実施することで、

### 地域の浸水被害発生リスクを減らし、安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。

● 雨水浸透阻害行為の許可に関するお問い合わせ

**南アルプス市** (建設部 道路整備課)  
TEL.055-282-6368 FAX.055-282-6319

**中央市** (産業建設部 まちづくり推進課)  
TEL.055-274-8552 FAX.055-274-1130

● その他、特定都市河川に関するお問い合わせ

**山梨県** (県土整備部 治水課)  
TEL.055-223-1702 FAX.055-223-1704

特定都市河川に関する情報はホームページをご覧ください。  
<https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/index.html>

「特定都市河川」「流域治水」のより詳細な情報はコチラから

国土交通省ホームページ特定都市河川ポータルサイト  
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/portal.html>

## ● 流域水害対策協議会

法第7条の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域が指定された場合、河川管理者等は共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会を組織することができる。とされている。

横川の流域水害対策計画策定に際しては、法の定めを参考に新たに協議会を設置する。

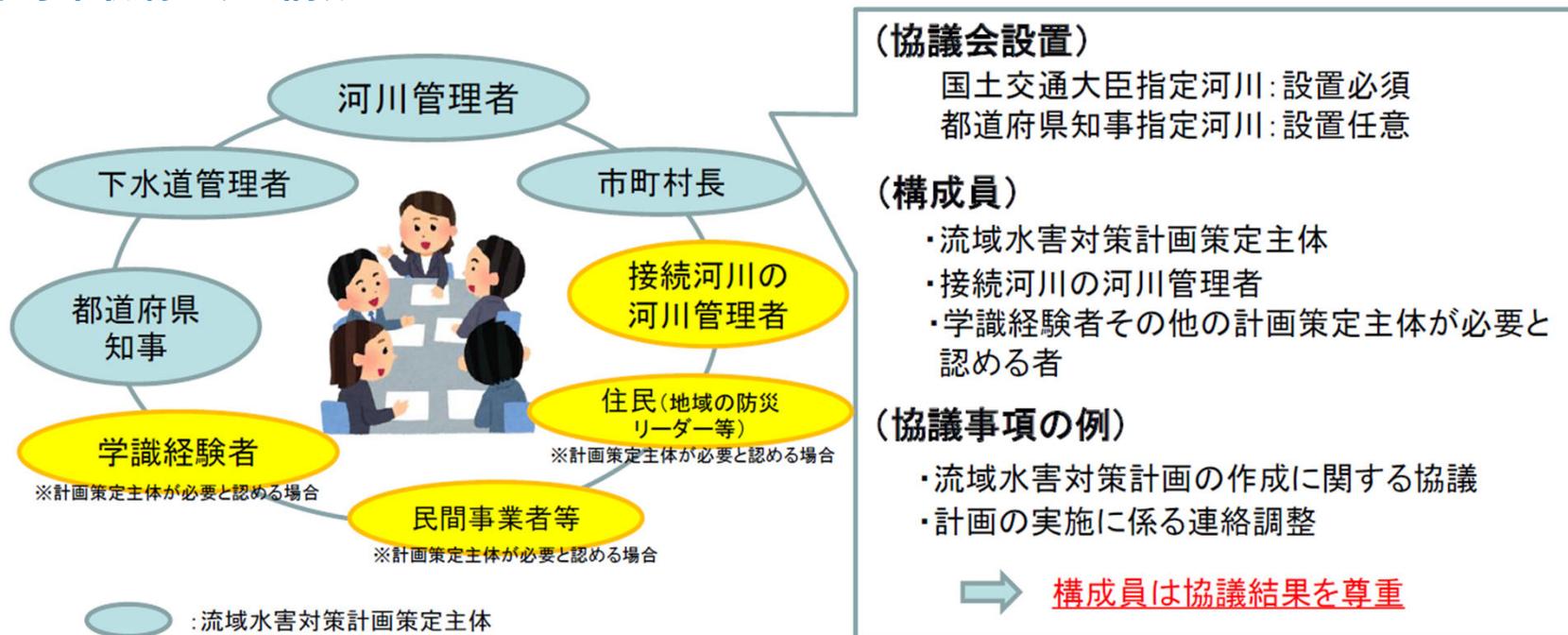
(「横川流域治水検討会」は、実務者会議として活用。)

## ● 協議結果の尊重

協議会において協議が調った事項については、構成員はその結果を尊重し、流域全体の一体的な水害対策を推進する。

(参考：特定都市河川浸水被害対策法第7条)

## 流域水害対策協議会の構成イメージ



(出典)一般社団法人 国土技術研究センター:「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン(令和7年3月版)」に一部加筆

## ● 協議会の構成員

特定都市河川浸水被害対策法第7条の規定により、流域水害対策計画の策定主体及び接続河川の河川管理者や、助言する立場にあり策定主体が必要と認める者で構成。（実務者会議となる「横川流域治水検討会」の構成を踏まえた整理。）

## 横川流域水害対策協議会構成員（案）と対応分野 ●：必須の者 ○必要と認める者

構成員	関係部署	分野								
		河川管理者	下水道管理者	普通河川等管理者	まちづくり	民間企業 BCP・貯留等	農業	危機管理	接続河川の河川管理者	河川工学（専門分野）
南アルプス市長	総務部、産業観光部、建設部			●	●	●	●	●		
下水道管理者（南アルプス市長）	上下水道局		●							
中央市長	産業建設部				●		●			
関東地方整備局 甲府河川国道事務所長	流域治水課、河川管理課								●	
山梨県 防災局長	防災危機管理課							○		
山梨県 産業政策部長	産業政策課、成長産業推進課					○				
山梨県 農政部長	農村振興課、耕地課						○			
山梨県 県土整備部長	治水課、下水道室、都市計画課	●	●		●					
山梨大学大学院 総合研究部 工学域 土木環境工学系 准教授 大槻順朗										○

- **横川流域水害対策協議会**：流域水害対策計画の**作成**に関する協議・合意を行う組織
- **横川流域治水検討会**：同計画案の**検討**に関する協議を行う組織として位置づける。

## 横川流域水害対策協議会

- **役割**  
意思決定・調整・評価 **会議・資料は「公開」**
- **具体的機能**
  - ・計画の作成（変更）に関する協議、合意
  - ・計画に基づく施策の実施状況の連絡調整
  - ・実施状況の評価

## 横川流域治水検討会（既存組織）

- **役割**  
専門的検討・案作成 **会議・資料は「非公開」**
  - **具体的機能**
    - ・素案及び計画案の検討・協議
    - ・計画内容の技術的・実務的検討
- ⇒検討会の結果は、協議会の会長に報告

### 構成員

#### 【会長】

・山梨県 県土整備部長

#### 【委員】

・南アルプス市長  
 ・下水道管理者（南アルプス市長）  
 ・中央市長  
 ・国土交通省 関東地方整備局  
 甲府河川国道事務所長  
 ・山梨県 防災局長  
 ・山梨県 産業政策部長  
 ・山梨県 農政部長  
 ・山梨大学大学院 総合研究部  
 工学域 土木環境工学系 准教授 大槻順朗

### 構成員

#### 【議長】

・山梨県 県土整備部 技監

#### 【委員】

・国土交通省 関東地方整備局  
 甲府河川国道事務所 副所長  
 ・山梨県 防災局 防災危機管理課長  
 ・山梨県 産業政策部 成長産業推進課長  
 ・山梨県 農政部 農村振興課長  
 ・山梨県 農政部 耕地課長  
 ・山梨県 農政部 中北農務事務所長  
 ・山梨県 県土整備部 道路整備課長  
 ・山梨県 県土整備部 道路管理課長  
 ・山梨県 県土整備部 治水課長  
 ・山梨県 県土整備部 下水道室長  
 ・山梨県 県土整備部 都市計画課長  
 ・山梨県 県土整備部 建築住宅課長  
 ・山梨県 県土整備部 中北建設事務所長  
 ・南アルプス市 総務部長  
 ・南アルプス市 産業観光部長  
 ・南アルプス市 建設部長  
 ・南アルプス市 上下水道局長  
 ・中央市 産業建設部長

※協議会の構成員が取組の実施に合意した事項について、構成員はその結果を尊重し、取組を実施する責務を負う。

※協議会では、流域水害対策計画の評価を行う等により、浸水被害対策の計画管理（フォローアップ）を適宜行う。